入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年10月25日
国立大学法人弘前大学
契約担当役　理事（総務担当）　渡邊　淳平
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　02

○第１号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　弘前大学（医病）病棟新営その他工事・・・電子入札対象案件
⑶　工事場所　青森県弘前市本町53番地　本町団地構内
⑷　工事概要　本工事は、本町団地において病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上９階・地下２階、延面積18,592㎡）の新営工事等を行うものである。なお、関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注する予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和５年３月31日まで
⑹　使用する主な資材等　鉄骨　約4,200t、鉄筋　約950t、コンクリート　約10,650㎥、板ガラス　約2,050㎡、型枠　約26,000㎡
⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
　また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行うが、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人弘前大学契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第22条及び第23条に該当しない者であること。
⑵　平成31、32年度の文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　元請として、平成16年度以降に完成、引渡が完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
・構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・階数：４階建て以上
・規模：延床面積　9,000㎡以上
・用途：病院、教育・研究施設、公共施設
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築一式工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員
・構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・階数：２階建て以上
・規模：延床面積　4,500㎡以上
・用途：病院、教育・研究施設、公共施設
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築一式工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した下記に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
・構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・階数：４階建て以上
・規模：延床面積　9,000㎡以上
・用途：病院、教育・研究施設、公共施設
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築一式工事
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないこともある。
⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した下記に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
・構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・階数：２階建て以上
・規模：延床面積　4,500㎡以上
・用途：病院、教育・研究施設、公共施設
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築一式工事
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないこともある。
⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人弘前大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。
⒃　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。